

京都市環境教育・学習基本指針(案)

京都市環境教育・学習基本指針 目次

「京都市環境教育・学習基本指針」の概要	1
第1章 指針策定の背景・趣旨	3
1 指針策定の背景	3
2 策定趣旨	5
第2章 環境教育・学習の目的	7
1 目的	7
2 環境教育・学習を通じて育む力	8
第3章 環境教育・学習促進の方向性	11
方向性1 身近な生活・京都の都市特性を活かした取組	11
1 「環境」に関する学びのテーマ	12
2 身近な生活の中での取組	16
3 「京都らしさ」を活かした取組	19
方向性2 ライフステージに応じた育み	23
方向性3 各実施主体の協働と連携	25
方向性4 環境教育・学習の機会・場づくり	27
1 環境学習施設における取組の充実	27
2 様々な学びの場の連携	28

京都市環境教育・学習基本指針の概要

第1章 指針策定の背景・趣旨

■ 背景

- ・ 京都議定書（1997年、平成9年）がパリ協定（2015年、平成27年）へと大きく飛躍
- ・ 京都市：平成28年3月「京都市環境基本計画（2016～2025）」を策定

<世界の環境教育>

- ・ ESD（持続可能な開発のための教育）推進
- ・ 「国連ESDの10年（2005～2014年）」
⇒ 「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」

<国内の環境教育>

- ・ 環境教育推進法（H15.7制定）
⇒ 環境教育等促進法（H23.6制定）

■ 策定趣旨

- ・ 京都市における環境教育・学習の取組は、学校、地域、NPO、企業、行政等の様々な主体が、京都議定書誕生の地としての誇りや使命感を持ち、互いに協働・連携しながら、多様に展開されてきた。
- ・ 持続可能な社会の構築に向けては、今後、より一層環境教育・学習の取組を充実させていく必要があることから、あらゆる場において、生涯にわたり中断なく、ライフステージに応じた、質の高い取組が実施されるよう、京都市における環境教育・学習促進の方向性を統合的、系統的に示すものとして、「京都市環境教育・学習基本指針」を策定する。

第2章 環境教育・学習の目的

<目的>

- ・ 環境問題やそれに関わる諸問題を他人ごとではなく自分自身の問題として捉え、環境保全※のために自ら考え行動し、持続可能な社会を構築する「担い手づくり」を目指す。
- ・ また、先人たちから受け継がれてきた「京都の豊かな自然」や「自然環境と共生してきた文化、こころ」を大切にすることを学び、「京都らしさ」の継承にもつなげていく。

※ 本指針において、「環境保全」とは、地球温暖化対策などの地球環境の保全、生物多様性の保全などの自然環境の保全・整備、公害の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む）のことをいう。

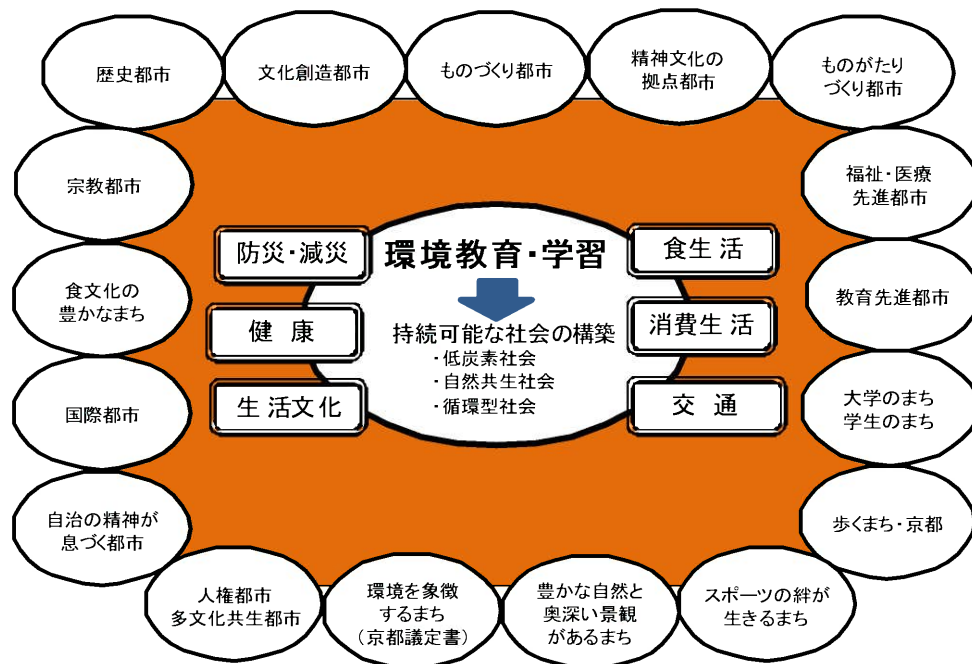
<環境教育・学習を通じて育む力>

「関心」、「意識」、「知識」 「行動する力」	環境に関わる 「総合的な理解」	環境問題を「解決し」、 持続可能な社会を「構築する力」
---------------------------	--------------------	--------------------------------

第3章 環境教育・学習促進の方向性

方向性1 身近な生活・京都の都市特性を活かした取組

身近な生活や京都の都市特性を活かした幅広い環境教育・学習の取組の促進を図る。



方向性2 ライフステージに応じた育み

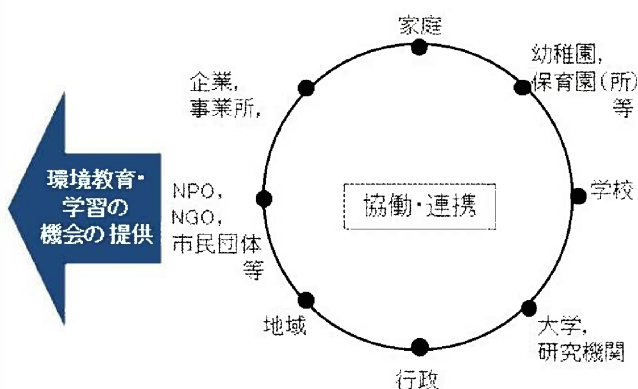
生涯にわたって、間断なくライフステージに応じた環境教育・学習の機会を提供していく必要がある。

方向性3 各実施主体の協働と連携

各実施主体がお互いの立場や役割を尊重し、協働・連携しつつ、環境教育・学習の取組を実施していく必要がある。

<各ライフステージに応じて育みたい力の例>

乳幼児期	遊びを通じた自然への親しみ
小学生	体験を通じた環境についての学び
中学生	環境問題の広がりに対する理解
高校生	実践に向けた論理的かつ科学的な理解
大学生 専門学生	専門知識の取得と主体的な実践
社会人	継続的な学びと実践及び文化、こころの継承



方向性4 環境教育・学習の機会・場づくり

- ・ 京エコロジーセンター及び南部クリーンセンター第二工場（仮称）に併設予定の新たな環境学習施設を、環境教育・学習の中核施設として位置付け、青少年科学センターを含め、相互に連携を深める。
- ・ また、動物園、植物園、水族館などの環境教育・学習につながる施設や森林、社寺林、庭園、公園等の自然との触れ合いの場、環境保全活動の場等、学びの場同士の連携を促進し、環境教育・学習の機会の更なる充実を図る。

第1章 指針策定の背景・趣旨

1 指針策定の背景

(1) 環境教育・学習の重要性

私たち人間は、地球に誕生して以来、大気、水、大地、他の生きものなどから、様々な恩恵を受けて生きてきました。

しかし、便利さを追求した大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会やライフスタイルが急速に広がり、人の環境に与える負荷が、自然の持つ復元力を超えて増大したことで、地球温暖化やエネルギー、生物多様性、ごみ・資源に関する問題など、様々な環境問題が発生しました。このまま環境問題が深刻化すると、私たちの暮らしを支える地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼすことになります。

環境教育・学習は、これらの環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくための教育・学習として、これまで以上に重要となっています。

持続可能な社会とは？

持続可能な社会とは、「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全されるとともに、自然環境やそれらから生まれた文化や伝統、良好な生活環境、人と人とのつながり、精神的な満足感など、物質面・精神面の双方において豊かで、一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、それを将来世代にも継承することができる社会」のことです。

持続可能な社会を構築していくためには、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の3つの社会像を統合的に実現することが求められます。

(「第四次環境基本計画」(環境省)を基に作成)

(1) 低炭素社会

地球温暖化の原因となる「温室効果ガス」(二酸化炭素、メタンなど)の大気中の濃度を、気候に悪影響を及ぼさない水準まで安定化させた社会

(2) 自然共生社会

多様な生きものからなる自然を大切にするとともに、公害がなく、大気、水、土壌などが良好な状態に保持・保全され、安心して暮らすことができる社会

(3) 循環型社会

資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの全段階を通じて、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用、新たな資源の採取の削減などに配慮し、環境への負荷をできる限り少なくした社会

(2) 環境教育・学習のこれまでの動き

① 公害から地球環境問題へ

日本における環境教育・学習は、開発等による自然破壊や公害の発生を背景に、「自然保護教育」、「公害教育」として始まりました。しかし、環境問題が多様化し、地球規模の問題となったこと、また、世界の社会・経済のシステムと複雑に絡んだ問題となったことから、国際的にも環境教育・学習の必要性が議論されるようになりました。

② 世界の動き（ESDの推進）

1987年（昭和62年）の「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）において、「持続可能な開発」（将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発）の概念が示されると、国際的に「持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）」の在り方が検討されるようになりました。（⇒ P.6 コラム1:「持続可能な開発のための教育(ESD)とは」参照）

さらに、2002年（平成14年）には、国連総会において、日本の提案で2005年（平成17年）からの10年を「国連ESDの10年」とすることが決定され、2012年（平成24年）には、「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）において、「国連ESDの10年」の後継プログラムとなる「グローバル・アクション・プログラム（GAP: Global Action Programme）」が採択されるなど、国際的にESDの重要性はますます高まっています。

③ 国内の動き

国内においては、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に係る法律」が、また、国際的なESD推進の動きを踏まえ、平成23年6月には、その法律の一部を改正して「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が制定され、環境教育・学習の取組が進められてきました。

④ 京都市の動き

2015年（平成27年）12月に、人類史上初の地球温暖化対策に関する法的拘束力を持つ国際枠組みである「京都議定書」が、世界中の人々が参加する「パリ協定」として大きく飛躍する中、京都市では、平成28年3月に「京都市環境基本計画（2016～2025）」を策定しました。

本計画では、持続可能な社会を構築するうえで、最大の「鍵」となるのが、環境に関する知識・意識の向上及び行動の活性化であるという認識の下、「環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり」を長期的目標に掲げ、その基本施策の1つに「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」を位置付けました。

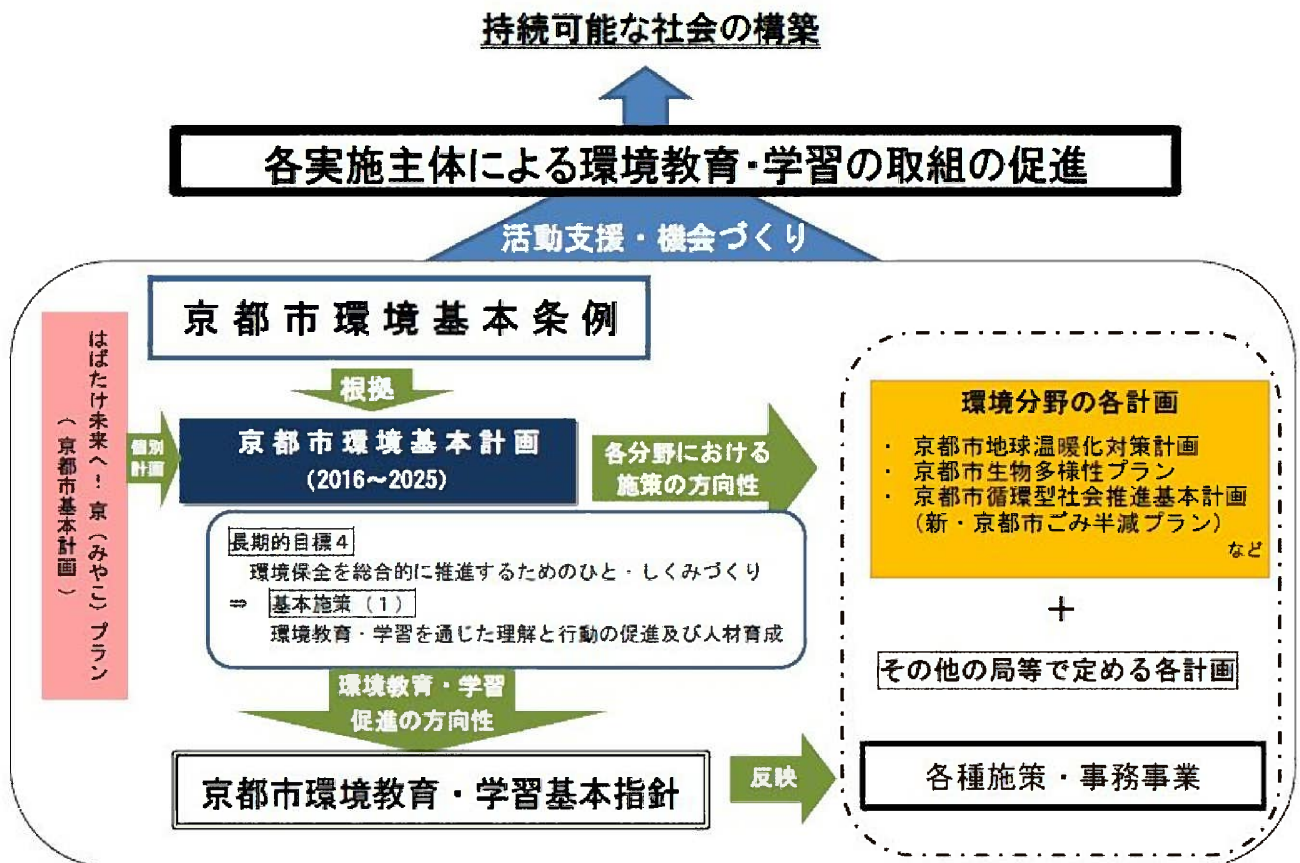
2 策定趣旨

京都市における環境教育・学習の取組は、学校、地域、NPO、企業、行政等の様々な主体が、京都議定書誕生の地としての誇りや使命感を持ち、互いに協働・連携しながら、多様に展開されてきました。

一方で、持続可能な社会の構築に向けては、より一層、環境教育・学習の取組を促進し、一人ひとりの環境保全のための行動、更には、社会全体における環境保全活動の促進を図っていく必要があります。

このことから、今後、あらゆる場において、生涯にわたって中断なく、ライフステージに応じた、質の高い取組が実施されるよう、京都市における環境教育・学習促進の方向性を統合的、系統的に示すものとして、「京都市環境教育・学習基本指針」を策定します。

<参考> 「京都市環境教育・学習基本指針」の位置付け



コラム1：持続可能な開発のための教育（ESD）とは

ESD とは、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、環境はもちろんのこと、貧困、健康、人権、平和、開発など様々な課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが考え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれにより、持続可能な社会の構築を目指す教育・学習のことをいいます。

ESD では、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界で起きていることではなく、自分の生活に関係していることを意識付けるとともに、身近なところから行動を起こし、学びを実生活や社会の変容へとつなげることが求められます。

そのためには、「持続可能な社会において大切なことは何か」を理解し、自ら課題を見出すことができるよう、次のような「持続可能な社会づくりの構成概念」について、理解を深められる教育・学習を行う必要があります。



ESD と様々な教育との関連

持続可能な社会づくりの構成概念（例）

1 多様性

自然・文化・社会・経済は、多種多様な物事から成り立っています。そうした多様性を尊重するとともに、事物・現象を多面的に見たり考えたりすることが大切です。

3 有限性

自然・文化・社会・経済を成り立たせている環境要因や資源は有限であり、それらに支えられた社会発展には限界があることを知るとともに、将来世代のために有効に使用していくことが大切です。

5 連携性

持続可能な社会の構築・維持には、多様な主体の連携・協力が不可欠であり、意見や立場が違っても、適宜順応・調和を図りながら、互いに協力して問題を解決していくことが大切です。

2 相互性

自然・文化・社会・経済は、互いに働きかけ合うシステムであり、人もそれらとつながりをもち、人同士も関わり合って相互に作用していることを認識することが大切です。

4 公平性

持続可能な社会の基盤は、一人ひとりの人権や生命が尊重されることです。権利の保障や恩恵の享受は公平である必要があります。地域や世代を超えて保持されることが大切です。

6 責任性

持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりが責任と義務を自覚し、望ましい将来像に対する責任あるビジョンを持って、他人任せにせずに自ら進んで行動することが大切です。

国立教育政策研究所教育課程研究センター「ESD の学習指導過程を構想し展開するために必要な枠組み」から引用

第2章 環境教育・学習の目的

1 目的

環境教育・学習は、将来の世代に恵み豊かな環境を継承していくため、環境に配慮したライフスタイルへの転換，更には、環境負荷の少ないまちづくりや社会経済システムへの変革等に取り組む，持続可能な社会の「担い手づくり」を目指すものです。

また，文化庁が全面的に移転されるここ京都には，三山（東山，北山，西山），三川（鴨川，桂川，宇治川）に象徴される「豊かな自然」があるとともに，これらの豊かな自然の恵みを礎として，1200 年を超える歴史の中で培われてきた，伝統文化・芸術や数々の歴史的遺産，また，風情ある町並みが一体となった奥深い景観があり，自然と共生しながら生活してきた先人たちの知恵や工夫，心構えが，暮らしの文化として息づいています。

日本文化の根底にある，こうした自然との共生を背景とした暮らしの美学，地域の絆，おもてなしのこころなどは，世界の人々をも惹きつける「京都らしさ」の魅力の一つでもあります。

これらのことを踏まえ，本指針では，環境教育・学習の目的を次のように定めます。

環境問題やそれに関わる諸問題を他人ごとではなく自分自身の問題として捉え，環境保全のために自ら考え行動し，持続可能な社会を構築する「担い手づくり」を目指します。

また，先人たちから受け継がれてきた「京都の豊かな自然」や「自然環境と共生してきた文化，こころ」を大切にすることを学び，「京都らしさ」の継承にもつなげていきます。

≪「環境保全」とは≫

本指針において，「環境保全」とは，地球温暖化対策などの地球環境の保全，生物多様性の保全などの自然環境の保全・整備，公害の防止，循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む）のことをいいます。

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を基に作成

2 環境教育・学習を通じて育む力

(1) 「関心」、「意識」、「知識」、「行動する力」

環境教育・学習では、環境保全に対する「関心」や「意識」を持ち、「知識」として身に付けるだけにとどまらず、気付きや理解を促すことで、「行動する力」につなげていく必要があります。

そのため、環境教育・学習においては、学習者中心の参加体験型の学習などを取り入れ、実感を伴ったものとするのが重要です。

コラム2：環境教育・学習とアクティブ・ラーニング（能動的学習）

アクティブ・ラーニングとは、指導者による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称をいいます。（発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループディスカッション、ディベート、グループ・ワークなど）

少子化やグローバル化の展開など、様々な課題を抱える現代社会において、アクティブ・ラーニングは、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶための学習方法として、現在注目されています。

一方、環境教育・学習においても、実感を伴わない学びは具体的な行動に結び付きにくいことから、自然体験、社会体験、生活体験などの実体験を通じて様々な経験の機会を提供することや双方向のコミュニケーションにより学習者自身の気付きを引き出すことなど、学習者中心の参加体験型学習が重視されてきました。

このことから、環境教育・学習は、アクティブ・ラーニングの活用事例を豊富に有しているとともに、持続可能な社会の構築という課題に向けての学習であることから、そのテーマとしても親和性が強いものであると言えます。

コラム3：「地域」を教材とした学び

環境教育・学習では、地域を教材とした学びも重視されています。

京都市には、各地域において、独自の自然環境やそれと共生してきた歴史、文化があるなど、生きた教材が多様に存在し、これらをテーマに環境教育・学習を行うことで、地域への関心や愛着が高まり、自ら進んで、地域をより良くするために行動する意識を育むことが期待できます。

また、地域の価値や魅力を再認識することで、地域の環境保全の活動が促進されたり、地域コミュニティが活性化するなどの効果も期待できます。

(2) 環境に関わる「総合的な理解」

持続可能な社会の構築に向けては、私たち一人ひとりが、他の生きものや自然環境とのつながりを理解すること、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」を統合的に実現すること、また、環境だけでなく、社会、経済においても持続的である社会であることを目指す必要があります。

このことから、環境教育・学習では、環境問題だけでなく、関連する諸問題を含めて、環境に関わる「総合的な理解」を身に付けることが求められます。

① 他の生きもの・自然環境とのつながり

私たち人間の暮らしは、他の生きものや自然環境からの恵みに支えられて成り立っています。

環境教育・学習では、これらのつながりについての気づきを促すことで、一人ひとりが地球の生態系の一員であるという意識などを育むことが求められます。

② 「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の関連性

「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の3つの社会像は相互に影響を及ぼし合っています。

例えば、廃棄物の増加は、温室効果ガスの増加にもつながり、地球温暖化を加速させます。地球温暖化が進めば、急激な環境の変化により多くの生きものが減少・絶滅し、生物多様性の危機を招く要因となります。

環境教育・学習では、このような関連性を理解することで、あらゆる環境問題に対して、総合的に取り組むことができる担い手づくりが求められます。

③ 環境と社会・経済との関わり

環境教育・学習では、環境負荷を生み出している社会経済の仕組みや環境と私たちの生活・文化とのつながりなど、環境と社会・経済との関わりを理解し、これらのバランスをどのように取っていくべきか、一人ひとりが考えられる力を育むことなどが求められます。

(3) 環境問題を「解決し」、持続可能な社会を「構築する力」

持続可能な社会の構築に向けては、環境問題や関連する諸問題を解決するために、自分自身がどのような行動を取るべきかを考え判断し、他者と協働して課題に取り組むための力が必要です。

このことから、環境教育・学習では、環境問題を「解決し」、持続可能な社会を「構築する力」として、次のような力を身に付けることが求められます。

- ・ 課題を発見・解決する力
 - ・ 客観的・論理的思考力と判断力・選択力
 - ・ 批判的に考え、代替案を思考する力
 - ・ 情報を正しく分析し、活用する力
 - ・ 計画を立てる力、振り返り見直す力
 - ・ 自分自身の気持ちや考えを表現する力
 - ・ 他者に共感する力
 - ・ 多様な視点で因果関係や相互関係を考える力
 - ・ 多様な価値観を尊重する力
 - ・ 想像し、推論する力
 - ・ 他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
 - ・ 新しい価値を生み出す力
- など

第3章 環境教育・学習促進の方向性

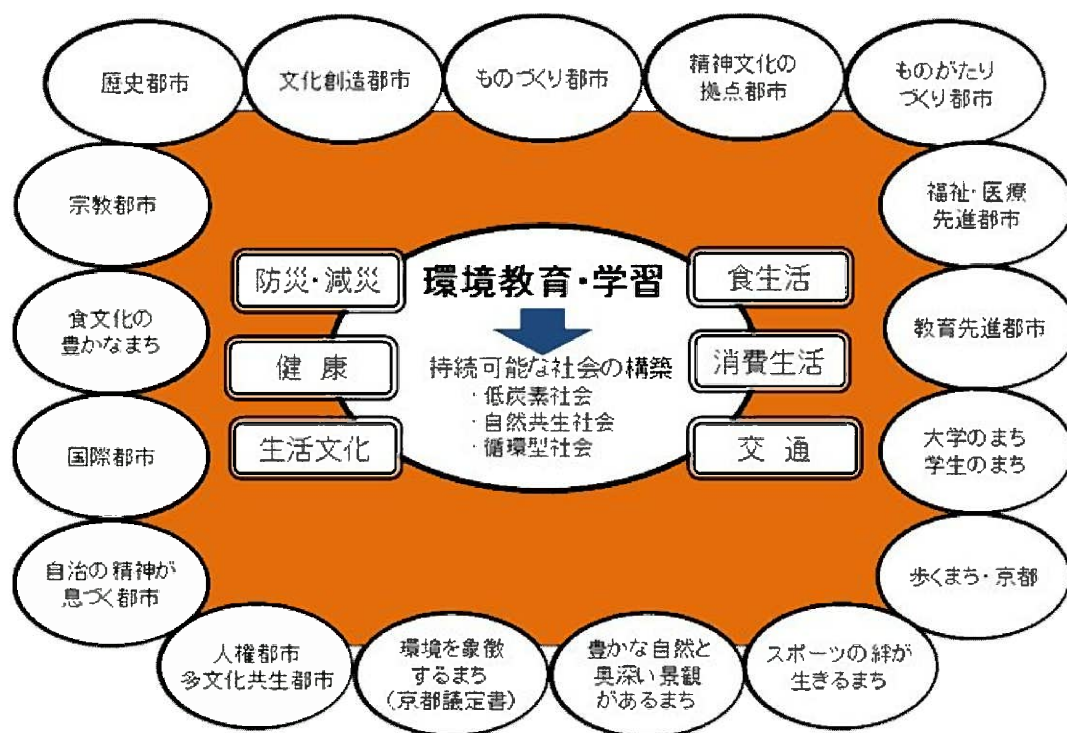
方向性1 身近な生活・京都の都市特性を活かした取組

「環境」に関する学びのテーマとして、最も基本となるものに、「低炭素社会」（地球温暖化，エネルギー）、「自然共生社会」（自然環境・生物多様性，公害）、「循環型社会」（ごみ，資源）に関することがあります。

また，環境問題は，私たちの暮らしや社会が影響を及ぼしているものであることから，食生活，消費生活，交通，生活文化，健康，防災・減災など，日常生活を取り巻く様々な場面とつながっています。このことから，身近な生活の様々な側面に，環境教育・学習の視点を取り入れることが重要です。

さらに，京都市には，三山，三川などの豊かな自然環境や悠久の歴史の中で培われた文化，こころ，また，地域力，市民力，大学のまちなどの様々な都市特性があり，共生と循環の生きた教材が，自然やまちの中のあらゆるところに存在します。

これらのことから，「環境」に関する学びのテーマに加え，身近な生活や京都の都市特性を活かした幅広い環境教育・学習の取組の促進を図ります。



< 図 環境教育・学習と身近な生活や京都の都市特性とのつながり >

1 「環境」に関する学びのテーマ

(1) 低炭素社会 【関連テーマ：地球温暖化・エネルギー】

○ 地球温暖化・エネルギーの問題とは？

地球温暖化は、熱を吸収する性質を持つ「温室効果ガス」が、石炭や石油などの化石燃料の利用などに伴って増加する一方で、森林の破壊等に伴って温室効果ガスの吸収量が減少することにより、大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、地球の気温が上昇する現象のことです。

地球温暖化が進むと、気温上昇だけでなく、極端な気象現象による自然災害、海水面の上昇、農作物の生産高の低下、熱中症患者の増加、飢餓や伝染病の拡大等のおそれがあり、また、急激な気温上昇に適応できずに、生物が減少・絶滅するリスクが増加します。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書によると、世界の年平均気温は、産業革命前の1880年から2012年の期間に0.85℃上昇しました。また、世界各地で強い台風や集中豪雨、熱波、干ばつ、竜巻など極端な気象現象による災害が毎年のように発生し、人命や農作物などに甚大な被害をもたらしています。

このような中、人類史上初の地球温暖化対策に関する法的拘束力を持つ国際枠組みである「京都議定書」が、2015年（平成27年）12月に、世界中の人々が参加する「パリ協定」として大きく飛躍しました。パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命前から2℃未満に抑える」という目標の下、今世紀後半における実質的な温室効果ガスの排出量ゼロ（排出量と吸収量の差し引きでゼロ）の達成に向けて、化石燃料から脱却した社会への転換を目指すこととなっています。

○ 京都市の状況は？

京都市においても、年平均気温は上昇しており、サクラの開花日の早期化やカエデの紅葉日の遅延が発生したり、平成25年には「特別警報」が発表され浸水被害が発生するなど、気候変動による影響が現れてきています。このまま地球温暖化対策が進まなければ、21世紀末には、更に約4℃上昇すると予測されています。

温室効果ガス排出量は、そのほとんどをエネルギー消費によるものが占めており、京都市では、エネルギーの大消費地である本市において推進すべきエネルギー政策の方向性を明らかにするため、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を策定し、「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指すことを基本方針として、徹底した省エネルギーによる総消費量の削減、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大、エネルギー・環境分野において革新的な技術・仕組みを生み出す「グリーンイノベーション」の創出などの政策を推進しています。

また、今後は、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」だけでなく、既に起こりつつある、あるいは今後起こり得る地球温暖化に伴う気候変動の影響による被害の防止、軽減等のための対策である「適応策」を講じていく必要があります。

○ どんなことを学べばいいの？

意識	私たちの暮らしが地球温暖化に影響を与えており、暮らし方や社会を変えることで解決できるという意識 など
知識	地球温暖化の現状、地球温暖化のしくみ、地球温暖化の進行による影響 など
行動 (個人)	省エネ性能の高い家電製品や給湯器の選択、こまめな節電などの省エネ行動、省エネルギー性能の高い住宅の選択や改修、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用、石油資源の節約、雨水の活用、外出時の公共交通機関や自転車の利用、エコドライブの実施、エコカーへの転換、植樹活動等による森林整備、都市緑化、生産・流通・消費・廃棄時における環境負荷の小さい商品の購入 など

(2) 自然共生社会 【関連テーマ：自然環境・生物多様性、公害】

《自然環境・生物多様性》

○ 自然環境・生物多様性の問題とは？

私たちの暮らしは、多様な「生態系」（自然環境）、多様な「種」、多様な「遺伝子」がつくり出す「生物多様性の恵み」（生態系サービス）により支えられ、成り立っています。

生態系サービスには、①生態系が、食料、繊維、木材など、私たちの暮らしに必要なものを供給してくれる「供給サービス」、②大気や水をきれいにしたり、温室効果ガスの二酸化炭素を吸収することで気候の調整をしたり、自然災害を防いでくれる「調整サービス」、③野外のレクリエーションや森林浴など、生態系が心身の安らぎや満足感を与えてくれる「文化サービス」、④植物の光合成による酸素の放出や微生物が落ち葉などを分解することによる土壌の生成など、その他3つのサービスを維持するために必要な「基盤サービス」の4つがあります。

しかし、現在、生物多様性は、人の手による開発や乱獲、自然環境の破壊による生きものの生息地の減少、地球温暖化に伴う環境の変化、人の手が入らなくなったことによる里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱、過度な森林伐採や放牧・耕作、またそれによる砂漠化などにより、世界規模で深刻な危機に直面しています。

○ 京都市の状況は？

京都市には、市街地を取り囲む三山（東山、北山、西山）や三川（鴨川、桂川、宇治川）が織りなす豊かな自然環境があるほか、里山や農耕地、社寺林や庭園、さらには、氷河期からの生きものが生存する深泥池湿地や八丁平湿原などの貴重な生きものの生息地があります。

とりわけ、京都の生物多様性は、木材や食料の供給、水害の発生を予防するなど、人々の安全で豊かな暮らしを支えるとともに、食（京料理、京野菜など）、祭祀、庭園、茶道、生け花などの様々な伝統文化を育んできました。

しかし、一方で、里山の荒廃、祇園祭の粽ちまきに利用するチマキザサや葵祭に使用するフタバアオイなどの固有生物の減少など、自然環境の保全や伝統文化の継承に関わる問題が発生しています。

○ どんなことを学べばいいの？

意識	生きもののいのちを大切に思う心、 私たちの暮らしは生物多様性の恵みによって支えられているという意識 など
知識	生物多様性の本質的な意義、生物多様性から受けている恩恵、 生態系の成り立ち、森林や里山の果たしている役割 など
行動 (個人)	生物多様性保全活動への参加、緑化による生きものの生息地の創出、 外来種への対応、里山を維持管理する活動への参加、 農林水産物の地産地消、海や川の水を汚さない工夫 など

《公害》

○ 公害の問題とは？

日本における公害問題は、古くは明治期における足尾鉍毒事件がありますが、特に顕著化したのは、高度経済成長の頃です。急速な産業の発展に伴い、工場などから排出される汚染物質等によって、全国各地で、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭といった公害が発生しました。その中でも、特に被害が大きかった、水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそくは、四大公害病として知られています。

また、その後、近年に至るまで、大気汚染による酸性雨の発生、ダイオキシンや環境ホルモンによる環境汚染、フロンガスによるオゾン層の破壊など、様々な問題が生じています。

○ 京都市の状況は？

京都市では、とりわけ、昭和 40 年代、工場からのばいじんや硫黄酸化物などの汚染物質により発生したスモッグが大きな問題となりましたが、法律や条例の整備、行政指導や公害防止事業の実施、京都の企業、事業所による優れた環境技術の開発、また、京都で生活する人々の努力によって、大気汚染は改善し、青い空を取り戻すことができました。

京都市では、人の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、国の環境基準よりも厳しい「京都市環境保全基準」を定めていますが、現在、ほぼ全ての項目において基準を達成している状況です。

快適で安全・安心な社会を実現するためにも、引き続き、公害による過去の被害やそれを乗り越えてきた経験について学び、良好な生活環境の維持に努めていく必要があります。

○ どんなことを学べばいいの？

意識	私たちの暮らしや経済活動が環境汚染につながっていること など
知識	環境汚染のしくみや現状、公害の歴史や乗り越えてきた経験、 化学物質の有害性についての正しい理解 など
行動 (個人)	外出時の自転車・公共交通機関の利用、 海や川の水を汚さない工夫、 騒音を生じさせない工夫 など

(3) 循環型社会 【関連テーマ：ごみ・資源】

○ ごみ・資源の問題とは？

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、ごみ量の増加はもちろんのこと、地球上の資源の枯渇による資源価格の高騰、天然資源の採取による環境破壊、有害廃棄物による環境汚染、多量のエネルギー消費による温室効果ガスの増加などの問題をもたらします。

循環型社会の形成に向けて資源を大切に、ごみを減量していくためには、「3R」（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を促進していく必要がありますが、リサイクルはエネルギーを消費して行われることから、より環境負荷を低減するため、リデュース、リユースの「2R」をより促進していくことが大切です。

また、ごみの問題には、ポイ捨てや不法投棄の問題もあります。美化活動を活発に行うことで、ごみを捨てない意識づくり、捨てにくい環境づくりに取り組む必要があります。

○ 京都市の状況は？

京都市のごみの量は、市民・事業者の皆様の御理解と御協力の下、ピーク時（平成12年度）の82万トンから、平成27年度には44万トン（46%削減）まで減少し、環境負荷の低減や年間138億円ものコスト削減が図られています。（平成28年度のごみ量は42万トンまで削減できる見込み）

京都市では、ごみの排出にある程度の経済的負担感を持っていただくことにより、ごみへの関心を高め、家庭ごみの減量促進と費用負担の公平化を図る目的で家庭ごみ有料指定袋制を実施し、それによる財源を「ごみ減量・リサイクルの推進」、「まちの美化の推進」、「地球温暖化対策」の3つの分野の事業に有効に活用しています。そのほか、レジ袋削減の取組として、マイバッグの持参を促すことで2R行動の促進を図るなど、様々なごみ減量の取組を実施してきました。

これらの取組の効果もあり、ごみの減量は着実に進んでいますが、燃やすごみの内訳を見ると、生ごみが4割、紙ごみが3割と突出して高く、この中には、手付かずの食品や食べ残しといった「食品ロス」、リサイクル可能な「雑がみ」が特に多く含まれています。

さらに、依然として、ごみ処理に掛かる費用に年間229億円（平成27年度）を要していること、また、京都市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）の埋立期間が、あと約50年（平成28年度現在）の見込みであり、今後、新たな処分地を市内に確保することが極めて困難な状況であることから、食品ロスの削減や更なる分別・リサイクルの徹底などにより、ごみの減量をより一層促進していく必要があります。

また一方で、京都市においては、市民ボランティアや地域団体、企業による積極的な美化活動、門掃きの文化が定着していることで、美しい町並みが維持されています。安心で、気持ち良く暮らせる美しいまちづくりのため、これからも、美化活動を継続的に行っていく必要があります。

○ どんなことを学べばいいの？

意識	日々の消費生活や食生活がごみの排出量に影響を与えること など
知識	ごみの排出が環境に与える影響、ごみ減量・3Rの必要性 など
行動 (個人)	必要性をよく考えた買い物、物を長く大切に使う、 生ごみの水切り・堆肥化、手付かずの食品や食べ残しの削減、 エコバッグの利用によるレジ袋の使用削減、フリーマーケットの利用、 正しいごみの分別の実施、まちや河川の清掃・美化 など

2 身近な生活の中での取組

(1) 食生活

食生活は、食材の購入から調理、食後の片付けに至るまで、あらゆる場面で環境とのつながりがあります。

例えば…

- 旬の食材の選択

旬の食材の選択は、生産時のエネルギーの低減につながります。

- 調理時の省エネ、省資源

調理時のガスや電気、水の無駄遣いを減らすことは、資源やエネルギーの節約につながります。

- 食材の使い切り、食べ切り、水切り

食材を無駄にしない工夫や食べ残しの削減、生ごみの水切りは、ごみの減量につながります。

(2) 消費生活

私たちの身の周りの多くの製品やサービスは、生産・流通・消費・廃棄の全ての段階で、環境負荷を生じさせています。

例えば…

- グリーン購入

グリーン購入は、製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

また、グリーン購入は、製品やサービスを供給する企業に対して、環境負荷の少ない製品の開発を促すことにもつながり、経済活動全体を環境に配慮したものに変えていく可能性を持っています。

- 地産地消

地産地消は、地元で生産されたものを地元で消費することを意味しており、生産者と消費者の距離が縮まることで、運搬時のエネルギーの低減につながります。

また、京都市産の農産物、林産物の消費拡大による市内農林業の振興は、多くの生きものの生息地である農地や里山の保全につながるとともに、農地や里山からの恵み（食材や木材の供給、雨水の一時貯留による洪水の防止など）を享受することにもつながります。

(3) 交通

自動車の排気ガスには、温室効果ガスや大気汚染物質が含まれることから、地球温暖化や大気汚染につながります。

例えば…

- ・ 公共交通機関や自転車・徒歩での移動

移動の際には、自動車の利用を控え、公共交通機関や徒歩・自転車での移動を取り入れることで、環境負荷の低減につながります。

- ・ エコカーの利用

低公害・低燃費車、EV・PHV 等のエコカーを利用することは、自動車による環境負荷の低減につながります。

- ・ カーシェアリング、エコドライブの実施

自動車を利用する際には、自動車の共同利用（カーシェアリング）や燃料消費を少なくする運転（エコドライブ）を心がけることで、環境負荷の低減につながります。

(4) 生活文化

これまで受け継がれてきた京都の生活文化の中には、現代のように便利なものがなくても、自然とうまく付き合いながら生きてきた、先人たちの知恵や工夫、また、心構えがあります。これらの文化を日常生活に取り入れることは、環境に配慮したライフスタイルへの転換につながるものです。

例えば…

- ・ 「もったいない」の精神

物を粗末にせず大切に使う「もったいない」の精神は、必要な物以外は買わない、物を修繕して長く使う、本来捨てるものに手を加えて別の物として使うなど、ごみの減量のための「3R」（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））につながる考え方です。

- ・ しまつのころ

「しまつのころ」とは、「無駄遣いしない」、「儉約・節約する」という意味で用いられる言葉で、電気や水の使用を節約したり、生産から廃棄のことまで考えて、「良いものを長く使う」ようにするなど、環境保全につながる考え方です。

- ・ 環境に配慮した生活文化

日常はつつましく生活し、祭りなどの特別な日には豪華に過ごす「ハレとケ」、水を撒くことで暑い夏の日に涼をとる「打ち水」、家の前を清掃し、まちを美しく保つ「門掃き」など、京都市には、環境の視点からも合理的と考えられる生活文化が息づいています。

また、日本には、急須でお茶を入れる文化が根付いています。環境負荷の大きいペットボトル飲料の利用を控えたり、マイボトルを利用することは、環境保全のための行動の一つと言えます。（水道水が浄水場で作られ、水道管を通過して蛇口に届くまでのエネルギー量は、ペットボトルが製造・運搬され、店頭に並ぶまでの総エネルギー量と比較して約 700 分の 1 です。）

(5) 健康

環境問題には、人の健康に影響を与えるものもあることから、環境保全は、健康を守るうえでも大切なことです。また、環境保全のための行動が、健康の増進につながっていることもあります。

例えば…

- ・ 環境問題における健康リスクについての理解

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの環境汚染、アスベストなどの有害物質の飛散はもとより、地球温暖化による熱中症の増加、飢餓や伝染病の拡大など、環境問題は人の健康へのリスクの増加にもつながっています。

- ・ 健康の増進につながる環境に配慮した行動

旬の食材の選択は、栄養価が高いことから健康の増進にもつながるとともに、生産時のエネルギーの低減になります。

また、過度な自動車の利用を控え、自転車・徒歩による運動を行うことは、健康の増進につながります。

(6) 防災・減災

洪水や土砂災害などの自然災害に対する防災・減災の取組においては、地域の自然環境を把握したり、整備することが大切です。

また、災害時には、有害物質の飛散や災害廃棄物の処理など、環境問題が発生することがあります。

例えば…

- ・ 地域の自然環境や地理条件の把握

まち歩きやハザードマップの活用により、地域の自然環境や地理条件、地震の震度分布、浸水の深さ、土砂災害の危険性など居住地の状況を利用して把握することは、身の周りで起こり得る災害のリスクの把握につながるとともに、地域の環境への関心を持つことや理解を深めることで、環境教育・学習にもつながります。

- ・ 自然環境の保全・整備

農地や森林の保全・整備、健全な水循環系の回復、雨水を貯留する土壌・緑地の創出などの自然環境の保全・整備は、水害や土砂災害の防災・減災対策にもつながります。

- ・ 災害時における環境問題の把握

災害時には、建物の倒壊によるアスベスト、PCB等の飛散、がれきなどの災害廃棄物の処理、などの環境問題が発生するおそれがあります。

これらの災害時における環境問題についての学びは、環境保全においても、防災・減災においても大切なことです。

3 「京都らしさ」を活かした取組

(1) 豊かな自然環境

京都市には、市域の4分の3を占める森林、鴨川、桂川、宇治川などの河川、恵み豊かな里山、農耕地があるほか、氷河期からの生きものが生存する深泥池湿地、八丁平湿原などの貴重な生きものの生息地があります。

また、市街地にも、社寺や庭園、広い緑地を有する京都御苑、梅小路公園などがあり、これらが市内における生きものの生活域として重要な役割を果たしているなどの特徴があります。

環境教育・学習では、これらの豊かな自然環境との触れ合いや学びを取り入れ、地域の自然への関心や愛着、いのちを大切にすることを育むことが求められます。

(2) 自然と共生してきた文化、こころ

京都市には、京都の豊かな自然により育まれてきた伝統文化・芸術・暮らしの文化として、祭りや伝統行事、伝統文化・工芸、食文化などがあり、また、自然と共生しながら生活してきた先人たちの知恵や工夫、また、心構えとして、門掃きや打ち水、もったいないの精神、しまつのこころなどがあります。

環境教育・学習では、これらの文化、こころを通じた学びを取り入れることで、豊かな自然とその恵みを大切に思う意識を育み、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ることが求められます。

<自然と共生してきた文化、こころの例>

・ 祭り・伝統行事

祇園祭には厄除けとして授与されるちまき 粽の原材料としてチマキザサが、葵祭には行列の装束や牛車を飾るものとしてフタバアオイが、五山の送り火には火の燃料としてアカマツが使用されるなど、京都の祭りや伝統行事は、自然環境の恵みに支えられています。

一方で、これらの植物は、近年、周辺の環境の変化などにより、市内における生育数が減少しており、これらの祭りや行事の継承に関わる問題も発生しています。

・ 伝統文化・工芸

茶道、煎茶道、華道などの伝統文化において使用される水や抹茶、花枝、香料などは、自然環境の恵みそのものであるとともに、着物の文様や社寺の襖絵などには、花鳥風月が描かれるなど、自然と共にあることで生まれたデザインがあります。古くからの伝統文化や工芸を学ぶことは、人和其他の生きもの・自然環境との関係性を知ることにもつながります。

また、日本を代表する伝統文化の一つである着物は、仕立て直し、何代にも受け継がれることで、生産から廃棄までの環境負荷を抑えられることから、環境保全につながる文化の一つでもあります。

・ 食文化

京都の自然に育まれてきた食文化には、聖護院だいこん、九条ねぎ、桂うり、賀茂なす、すぐきなどの京野菜や大原のしば漬、鞍馬の木の芽煮、日本酒、豆腐などがあります。

また、京都の食文化として根付いている「和食」は、食に対する感謝を基本とし、知恵や創意工夫を凝らし、季節の食材を余すことなく使い切る点において、環境保全につながる文化でもあります。

・ 住文化

京都には、豊富な森林資源に支えられた「木の文化」があり、その一つとして、社寺や京町家、茶室などに見られる木造建築の住文化があります。また、京町家に見られる坪庭や奥庭は、低層高密度なまちの中でも、屋内に光や風を効率的に取り込む役割があり、省エネにもつながります。

・ 大きく使って小さくしまう文化

京都には、祇園祭の山や鉾、扇子、風呂敷、屏風、掛け軸などの「大きく使って小さくしまう」文化があります。これは、小さくたたむことで持ち運びしやすく、場所やエネルギーを無駄に使わないことや、傷みにくいため長く使い続けることにつながり、環境保全につながる文化でもあります。

・ 「もったいない」の精神（再掲）

物を粗末にせず大切に使う「もったいない」の精神は、必要な物以外は買わない、物を修繕して長く使う、本来捨てるものに手を加えて別の物として使うなど、ごみの減量のための「3R」（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））につながる考え方です。

・ しまつのころ（再掲）

「しまつのころ」とは、「無駄遣いしない」、「儉約・節約する」という意味で用いられる言葉で、電気や水の使用を節約したり、生産から廃棄のことまで考えて、「良いものを長く使う」ようにするなど、環境保全につながる考え方です。

・ 環境に配慮した生活文化（再掲）

日常はつつましく生活し、祭りなどの特別な日には豪華に過ごす「ハレとケ」、水を撒くことで暑い夏の日に涼をとる「打ち水」、家の前を清掃し、まちを美しく保つ「門掃き」など、京都市には、環境の視点からも合理的と考えられる生活文化が息づいています。

また、日本には、急須でお茶を入れる文化が根付いています。環境負荷の大きいペットボトル飲料の利用を控えたり、マイボトルを利用することは、環境保全のための行動の一つと言えます。（水道水が浄水場で作られ、水道管を通して蛇口に届くまでのエネルギー量は、ペットボトルが製造・運搬され、店頭に並ぶまでの総エネルギー量と比較して約700分の1です。）

(3) 京都の都市特性

京都市は、1200 年を超える歴史・文化都市であるとともに、住民自治の精神が根付く都市であること、多くの大学があり、学生のまちであることなど、様々な特性を有しています。

環境教育・学習を地域に根差したものとするためには、これらの京都市の都市特性を十分に活かした、京都らしい環境教育・学習を実施していく必要があります。

◇ 地域力、市民力による取組

京都市には、自治の精神が根付いており、環境教育・学習の分野においても、NPO や市民団体、地域等の主体が中心となった取組が多様に展開されています。

京都市では、これらの地域・市民主体の取組を支援するとともに、必要に応じて連携を図り、地域に根差した環境教育・学習の取組を広げていきます。

◇ 「大学のまち」、「学生のまち」を活かした取組

京都市は、多様な大学・短期大学が集積する「大学のまち」であるとともに、人口の約 1 割に相当する学生が学ぶ「学生のまち」でもあります。

大学を利用する市民や学生が、持続可能な社会やまちづくりの担い手として、地域と連携しつつ、環境保全のために行動し、地域の活性化に貢献するとともに、国内外で活躍することが期待できることから、「大学のまち」、「学生のまち」を活かした環境教育・学習の促進を図ります。

◇ 「ものづくり都市」を活かした取組

京都市では、多くの大学、研究機関による特色ある研究活動や伝統的な産業から先端技術産業まで厚みのある産業の集積、産・学・公の連携の強みを活かし、ものづくりの伝統に裏打ちされた匠のわざや最先端の技術を用いた、グリーンイノベーションの創出に取り組んでいます。

これを活かした環境教育・学習を行うことで、環境技術への理解や環境に配慮したもののづくりの視点などの学びにつなげていきます。

◇ 観光客・滞在者に向けた取組

京都市には、国内外から年間 5,500 万人以上もの観光客が訪れており、他都市からの通勤・通学等で来られる方がたくさんおられます。

京都市に滞在している期間はもとより、それぞれの方々の地元においても、環境保全のための行動が広がっていくことが期待できることから、観光客・滞在者に向けた環境教育・学習の促進を図ります。

また、このことは環境先進都市である京都市の取組を日本全国及び世界に発信していくきっかけともなります。

コラム 4：環境教育・学習とエコツーリズム

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光する人々に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指す取組のことであり、地域の自然や歴史文化を活かし、環境保全のための行動を促す点において、京都らしさを活かした環境教育・学習であると言えます。

また、エコツーリズムでは、観光する人々に地域の資源を伝えることによって、地域の人々も自分たちの資源の価値を再認識し、一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていく効果が期待されるほか、観光中にできるだけごみを出さない工夫やエネルギーの節約に取り組むなど、参加者の環境保全のための行動を促し、観光そのものを環境に配慮したものとすることも期待されます。

コラム 5：DO YOU KYOTO？（環境にいいことしてますか？）

「DO YOU KYOTO？」は、平成 9 年に「地球温暖化防止京都会議（COP3）」で採択された「京都議定書」にちなんで、京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしていますか？」という意味の合言葉です。

京都市では、京都議定書が発効した平成 17 年 2 月 16 日にちなみ、毎月 16 日を「DO YOU KYOTO？デー」（環境に良いことをする日）としています。

「DO YOU KYOTO？デー」には、京都市全域で、通勤などにマイカーを使用しない「ノーマイカーデー」、屋外照明などの消灯を呼びかける「ライトダウン」などの取組を、市民や事業者の皆様と一緒に実施しています。

方向性2 ライフステージに応じた育み

環境保全のために自ら考え行動する、持続可能な社会の「担い手づくり」のためには、それぞれの発達段階やライフスタイルなどを考慮し、生涯にわたって、間断なくライフステージに応じた環境教育・学習の機会を提供していく必要があります。

また、子どもへの環境教育・学習は、成長過程に応じた、環境保全のための行動につながるだけでなく、子どもを通じて、周りの大人の行動も改善されるなどの効果が期待されます。このように、環境教育・学習では、大人から子どもに対してだけでなく、世代間同士の学び合いが大切です。

<各ライフステージに応じて育みたい力の例>

◇ 乳幼児期（遊びを通じた自然への親しみ）

- ・ 乳幼児期は、人間形成の基礎を培うための重要な時期です。
- ・ 遊びの中に、五感を使って自然や動植物と触れ合う機会を取り入れ、自然への親しみや感性を育むことで、環境への関心や気づきを持つとともに、日々の生活の中で、環境保全のための行動を習慣として身に付けることが期待されます。

◇ 小学生（体験を通じた環境についての学び）

- ・ 身近な自然環境や社会現象を題材とした学びや体験型の学習を通じて、身の周りの環境に対しての興味・関心、地域への愛着、環境に対する豊かな感性、環境や環境問題に関する知識・考え方、他者と協力しながら環境保全のために自ら進んで行動する態度などを身に付けることが期待されます。
- ・ 特に、低学年においては、様々な体験を通じて、環境に対する感受性や環境に意欲的に関わる力、中学年においては、環境に関する課題を発見し、調べ、理解する力や環境をより良くするために行動する力、高学年においては、環境問題について考える力や自分自身の行動を判断する力、行動を通じて社会に働きかける力を身に付けることが期待されます。

◇ 中学生（環境問題の広がりに対する理解）

- ・ 日々の生活や学習などのあらゆる機会を通じて、環境に関する科学的な知識や環境問題の歴史、環境と人間社会（経済、文化等）との関わり、世界の人々の生活や環境の多様性、自分自身の暮らしと地球規模の環境問題とのつながりについての理解、また、環境保全に対して自分の意見を持ち、それを表現したり、伝えたりできる力を身に付けることが期待されます。
- ・ 環境問題や環境に関わる事象に直面させ、具体的な問題として認識させることを通じて、因果関係や相互関係の把握、問題解決能力を身に付けることが期待されます。
- ・ 普段の生活や地域での体験活動を通じて、環境保全のために行動し、学習と実践の一体的な展開により、他者と協働して課題に取り組む力、自ら考え判断し、環境保全のための行動を自発的に取れる力を身に付けることが期待されます。

◇ 高校生（実践に向けた論理的かつ科学的な理解）

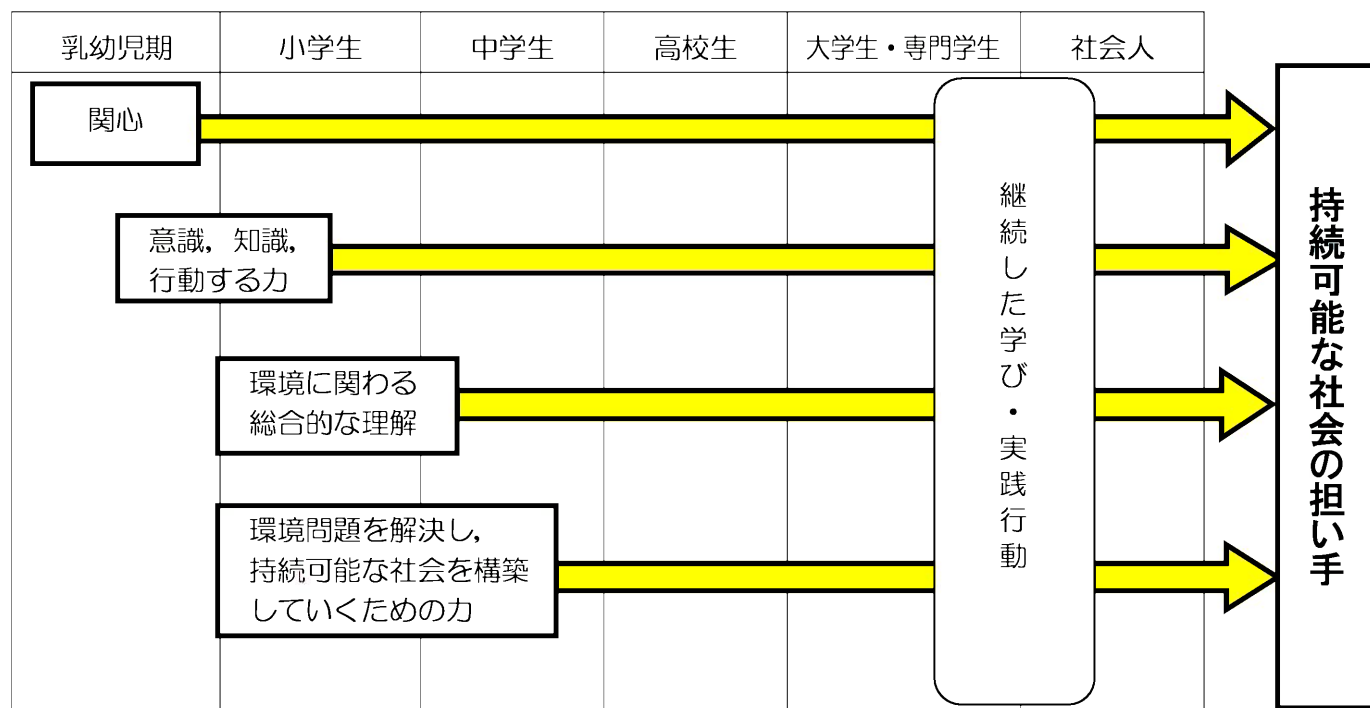
- ・ 環境についての論理的かつ科学的な知識を身に付けるとともに、政治・経済と環境との関わりや地球規模の環境問題に対する理解を通じて、環境問題やそれに関わる諸問題を総合的に思考・判断し、持続可能な社会の構築に向けて、自らの行動を判断し、他者と協力しながら課題の解決に取り組めるようになることが期待されます。
- ・ また、環境保全に関するボランティア活動などを通じて、社会の構成員としての自覚を持つこと、環境保全のために主体的に行動する力を身に付けることが期待されます。

◇ 大学生、専門学生（専門知識の取得と主体的な実践）

- ・ 学業や日常生活、クラブ活動、アルバイト活動、ボランティア活動、フィールドワーク、インターンシップ、国際協力・交流活動などを通じて、環境と社会・経済とのつながりを主体的に学び、持続可能な社会の構築に向けて自分自身にできることを考え、行動することが期待されます。
- ・ また、大学・専門学校において環境を専攻する学生は、環境に関する専門知識や環境を保全するための専門技術を身に付けることが期待されます。

◇ 社会人（継続的な学びと実践及び文化・こころの継承）

- ・ 環境保全のための正しい知識と理解を持ち、持続可能な社会の担い手として、日常生活において環境保全のために行動するとともに、社会規範として、将来世代に対して環境保全のための行動を示すことが期待されます。
- ・ また、自己研鑽として主体的に学ぶとともに、環境保全活動への積極的な参加を通じて、家庭、地域、職場などの場においても、環境教育・学習の取組の広げていくことが期待されます。特にシニア世代においては、自然と共生してきた文化、こころの継承や環境保全活動の指導者としての役割が期待されます。



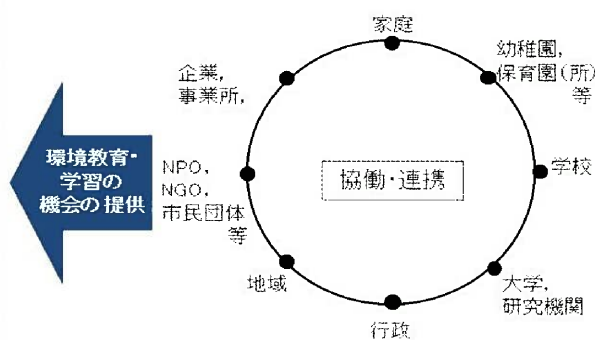
方向性3 各実施主体の協働と連携

環境教育・学習の取組は、家庭、幼稚園、保育園（所）、学校、大学、研究機関、地域、NPO、NGO、市民団体、企業、事業所など、様々な主体により実施されており、各主体はそれぞれに異なる得意分野や特色を持っています。

環境教育・学習の機会が、あらゆる場で、あらゆる世代を対象として、提供されるためには、それぞれの主体が、お互いの立場や役割を尊重し、協働・連携しつつ、環境教育・学習の取組を実施していくことが必要です。

＜各ライフステージに応じて育みたい力の例（再掲）＞

乳幼児期	遊びを通じた自然への親しみ
小学生	体験を通じた環境についての学び
中学生	環境問題の広がりに対する理解
高校生	実践に向けた論理的かつ科学的な理解
大学生 専門学生	専門知識の取得と主体的な実践
社会人	継続的な学びと実践及び文化、こころの継承



—それぞれの主体の特色を踏まえた役割—

◇ 家庭

- ・ 最も身近な環境保全のための行動の場であることから、日々の生活を通じた環境教育・学習を実施すること
- ・ 子育てや家事、家族での語らいを通じて、環境に配慮した生活習慣や社会規範を身に付けること
- ・ レクリエーションの一環として、京都の豊かな自然や文化との触れ合い、環境教育・学習のイベントへの参加など、環境教育・学習の機会を創出すること

◇ 幼稚園、保育園（所）等

- ・ 生活や遊びの中に、身近な自然や動植物との触れ合いを深めたり、環境保全のための行動を生活習慣として身に付けるための機会を創出すること
- ・ 保護者を巻き込んだ取組を行うことで、子どもと共に、大人が自然体験を行ったり、環境に対する関心を高める機会を提供すること

◇ 学校

- ・ 様々な教科における授業や普段の学校生活など、幅広い教育活動や体験活動を通して環境教育・学習を実施すること
- ・ 環境教育・学習を受けた児童・生徒が環境保全のために行動することで、周囲の大人にも行動を広げること

◇ 大学、研究機関

- ・ 環境関係の学部・学科を設置することで、環境分野の専門家を育成すること
- ・ 環境に関する講義を実施することで、環境教育・学習の機会を提供すること
- ・ 組織内で環境保全のための行動を促すしくみづくりを行い、環境への配慮を習慣づけること
- ・ 専門家を擁する場として、環境教育・学習の取組への人材派遣や助言を行うなど、他の主体と連携しつつ、環境教育・学習の機会を提供すること

◇ 地域

- ・ 地域の特性や自然環境を活かした環境教育・学習を実施すること
- ・ 環境教育・学習を通じて、地域の環境の課題を他の主体に発信することで、環境保全活動の輪を広げること

◇ NPO、NGO、市民団体等

- ・ 豊富な環境に関わる専門的な情報や知識、技術、地域の情報を活かし、団体の活動を通じた環境教育・学習を展開すること
- ・ 環境保全活動の専門家として、豊富な経験や専門性を活かし、様々な主体と連携した、環境教育・学習を実施すること

◇ 企業、事業所

- ・ 社会的責任（CSR）として、環境マネジメント経営やグリーン購入などの観点から、事業活動における環境負荷の継続的改善に努めるとともに、地域への環境保全活動や従業員への環境教育・学習を組織的に実施すること
- ・ 事業者が持つ環境技術の提供や専門家等の人材の派遣など、本業を活かしつつ、他の主体における環境教育・学習の取組を更に充実させること

—行政の役割—

○ 環境教育・学習の実施主体としての役割

- ・ 職員の環境に対する意識の向上を図るとともに、環境政策を市のあらゆる施策の基本に据えて展開します。
- ・ 環境分野に限らず、生活に身近な分野（食生活、消費生活など）も含めた、幅広い環境教育・学習の機会を提供します。
- ・ 環境保全に関する普及・啓発活動においては、行動を呼びかけるだけでなく、環境教育・学習としての学び（環境保全に対する意識、知識など）につながるよう、工夫を行います。

○ それぞれの主体の環境教育・学習の取組を促進する役割

- ・ より多くの人々が環境教育・学習の機会に接することができるよう、市内における環境教育・学習の取組について、情報収集を行うとともに、広く発信していきます。
- ・ 各主体における環境教育・学習の取組を促進していくための仕組みづくりを行います。

方向性4 環境教育・学習の機会・場づくり

1 環境学習施設における取組の充実

京都市では、京エコロジーセンター（京都市環境保全活動センター）及び南部クリーンセンター第二工場（仮称）に併設予定の新たな環境学習施設を環境教育・学習の中核施設として位置付けるとともに、京エコロジーセンターに隣接する青少年科学センターを含めて相互に連携を深めながら、環境教育・学習の機会の充実を図ります。

《京（みやこ）エコロジーセンター（京都市環境保全活動センター）》

京エコロジーセンターは「地球温暖化防止京都会議（COP3）」を記念して、2002年（平成14年）に開設された環境学習や環境保全活動の輪を広げるための拠点施設です。

地球温暖化やごみ、水、電気などをテーマにした体験型で学べる展示やかんきょう図書コーナー、屋上ビオトープ等があり、建物自体もエコな展示となっています。

本施設では、環境ボランティア「エコメイト」が分かりやすく館内を案内するほか、環境問題を学び、考える様々なイベントを開催しています。

今後は、本施設における取組を更に充実させていくとともに、実験室・展示場・プラネタリウム・工作室・屋外施設を利用した科学学習・理科学習を行っている「青少年科学センター」と共同でのイベントを充実させるなど、相互に連携を深めていきます。

《南部クリーンセンター第二工場（仮称）に併設予定の新たな環境学習施設》

現在、建て替え整備を進めている「南部クリーンセンター第二工場（仮称）」に、新たな環境学習施設を併設します。

本施設では、ごみ処理施設に併設するという特色を活かし、焼却炉やごみ発電、バイオガス化施設など実際の現場を間近に見学でき、それらを教材として、ごみ処理やエネルギー回収の技術など、世界最先端の環境技術を学べるものとします。

また、ごみ減量はもとより生物多様性、再生可能エネルギー、環境面から見た横大路地域の歴史など、幅広いテーマについて、実物や映像などを用いて展示を行います。さらに、周辺の環境関連施設や自然景観が一望できる展望台を煙突に併設するとともに、子どもから大人までライフステージに応じた学習プログラムを実施するなど、あらゆる世代が楽しく学べる環境学習の拠点として、環境学習を行う他の様々な施設との連携を図りながら活動していくことを予定しています。

2 様々な学びの場の連携

京都市内には、環境教育・学習の学びの場として、環境学習施設以外にも、動物園、植物園、水族館など、環境教育・学習につながる施設があるほか、市域の約4分の3を占める森林や社寺林、庭園、公園等の自然との触合いの場、環境保全活動の場等があります。

京都市では、これらの学びの場同士の連携を促進し、環境教育・学習の機会の更なる充実を図ります。

